

7. 日本武道館の計画の目的及び内容

7.1 目 的

日本武道館は、我が国伝統の武道を、とくに青少年の間に普及奨励してその精神を高揚し、質実剛健の気風を育成して、我が国民族の発展に寄与するとともに、広く世界の平和と福祉に貢献することを目的に昭和39年10月3日、創建された。

その契機となったのは同年の第18回オリンピック競技大会で柔道が正式種目に採用されたことである。以降50余年に亘り、武道の普及振興を目的とした各種武道大会や、書道の普及奨励事業、また、国家行事や教育・スポーツ・社会・文化・芸能・産業振興等の行事に幅広く利用されてきた。

今回、東京2020大会開催に当たり、日本武道館は再びオリンピック・パラリンピックの柔道の会場に選ばれるとともに、本大会で新たにオリンピック種目として採用された空手の会場に決定した。

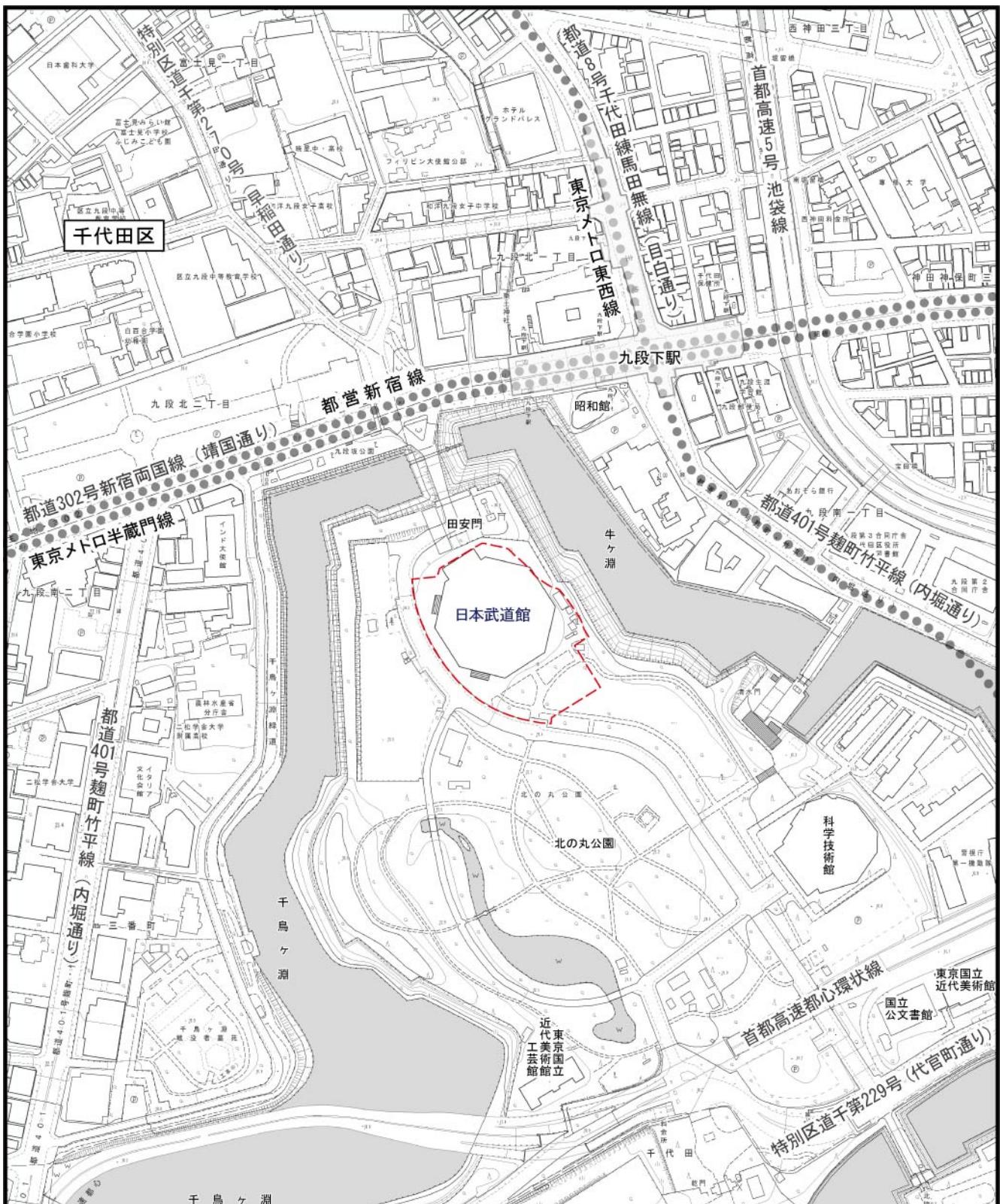
本事業は、(公財)日本武道館が、過去50年間の実績を検証し、将来に備えた本館の改修及び大会時の練習道場の拡充を主な目的として、中道場棟の増築を行うものである。

7.2 内 容

7.2.1 位 置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（皇居外苑（北の丸地区）内で日本武道館が使用許可を得ている範囲であり、以下「計画地」という。）の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり東京都千代田区北の丸公園2番3号にあり、計画地面積は約16,180m²である。計画地は、皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）の北側に位置し、田安門の南側にあたる。

7. 日本武道館の計画の目的及び内容



凡 例

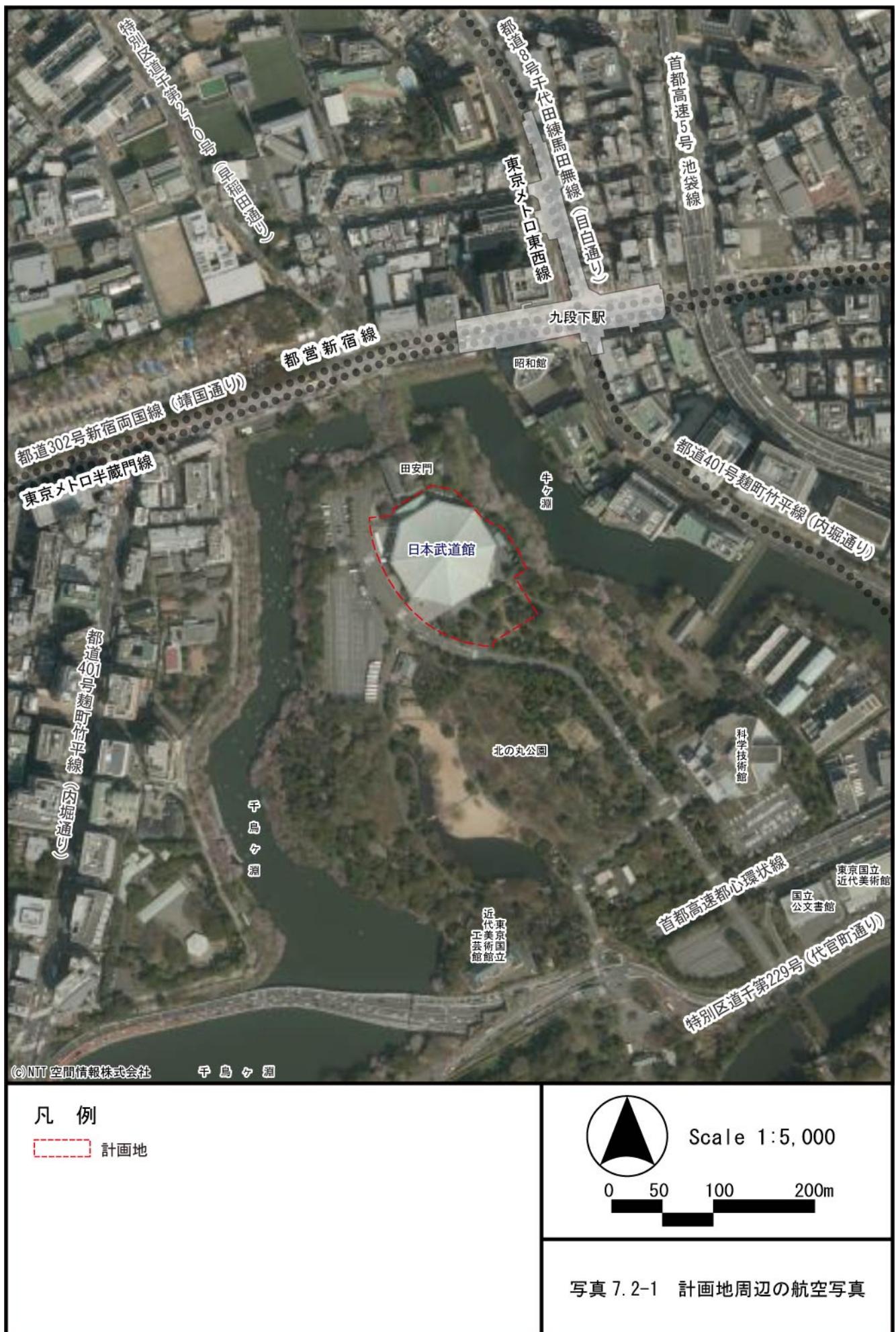
 計画地



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 7.2-1 計画地位置図



7.2.2 地域の概況

計画地が位置する皇居外苑北の丸地区は、江戸時代に江戸城北の丸があった場所であり、明治時代からは近衛師団の兵営地等として利用された。戦後は、旧近衛連隊の跡地を整備し、昭和44年度に国民公園である北の丸公園として開放された。

計画地周辺には、千鳥ヶ淵などの皇居外苑を取り囲むお濠、昭和館、東京国立近代美術館、工芸館、国立公文書館、科学技術館などの文化施設が存在する。

平成29年9月1日現在の千代田区の人口は約6万人であり、世帯数は約3万世帯である。¹

昼間人口は約82万人であり、昼間人口が夜間人口を大きく上回っており、千代田区北の丸公園においては昼間人口が夜間人口に比べて若干高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、千代田区では卸売業、小売業の事業所が約8千事業所、従業者数が約18万人と最も多く、千代田区北の丸公園においてはサービス業の事業所が11事業所、公務の従業者数が約310人となっている。³

7.2.3 事業の基本構想

本事業の増改築の基本方針は、以下のとおりである。

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の柔道・空手競技を成功させること。
- ・ 共生社会に相応しい全ての人に優しい建物となるよう、施設のバリアフリー化を進めること。
- ・ 日本のランドマークとして将来の財産となるよう、施設整備を充実・強化し、レガシー化すること。

¹出典：「住民基本台帳人口」（平成29年9月29日参照 千代田区ホームページ）
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/toke/juki-jinko.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成29年9月29日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成28年9月29日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

7.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

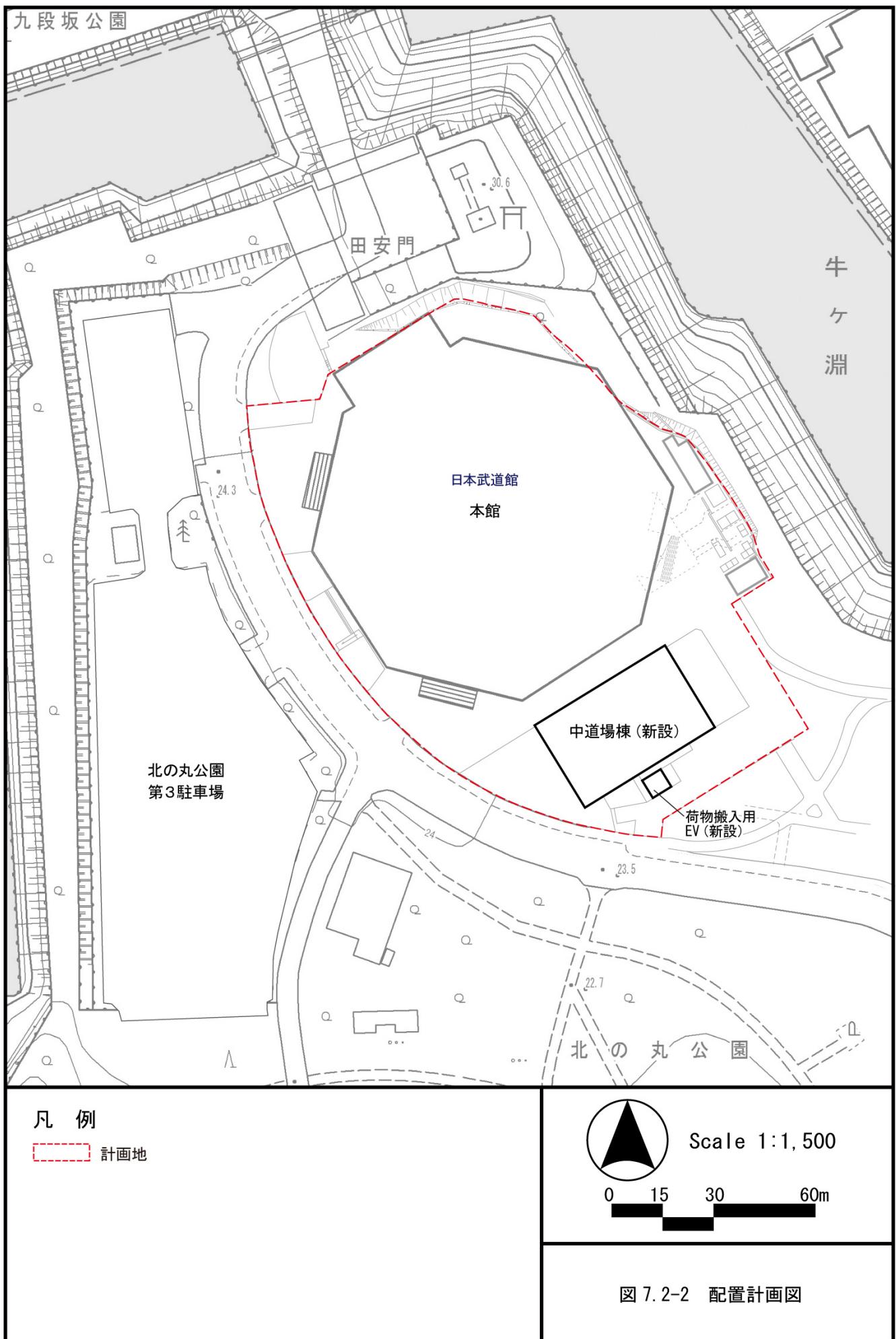
増築する中道場棟の概要は、表 7.2-1 に、配置図は、図 7.2-2 に、イメージ図は、図 7.2-3 に、断面図は、図 7.2-4 に示すとおりである。中道場棟は、本館の南に配置し、地下の連絡通路で本館と連絡する計画としている。

また、本館については、防火、避難の安全性の向上を目的とした改修として、大屋根の改修、天井の耐震化、バリアフリー化等を行う計画としている。

表7.2-1 中道場棟の概要（予定）

項目	概要
建築面積	約 1,480m ²
延床面積	約 3,070m ²
最高高さ	約 8m
階数	地上 1 階、地下 2 階
構造	SRC 造、一部 S 造
用途	練習道場、事務所、食堂・ホール

注) (公財)日本武道館へのヒヤリングに基づき作成。





出典：(公財)日本武道館提供資料

図7.2-3 イメージ図

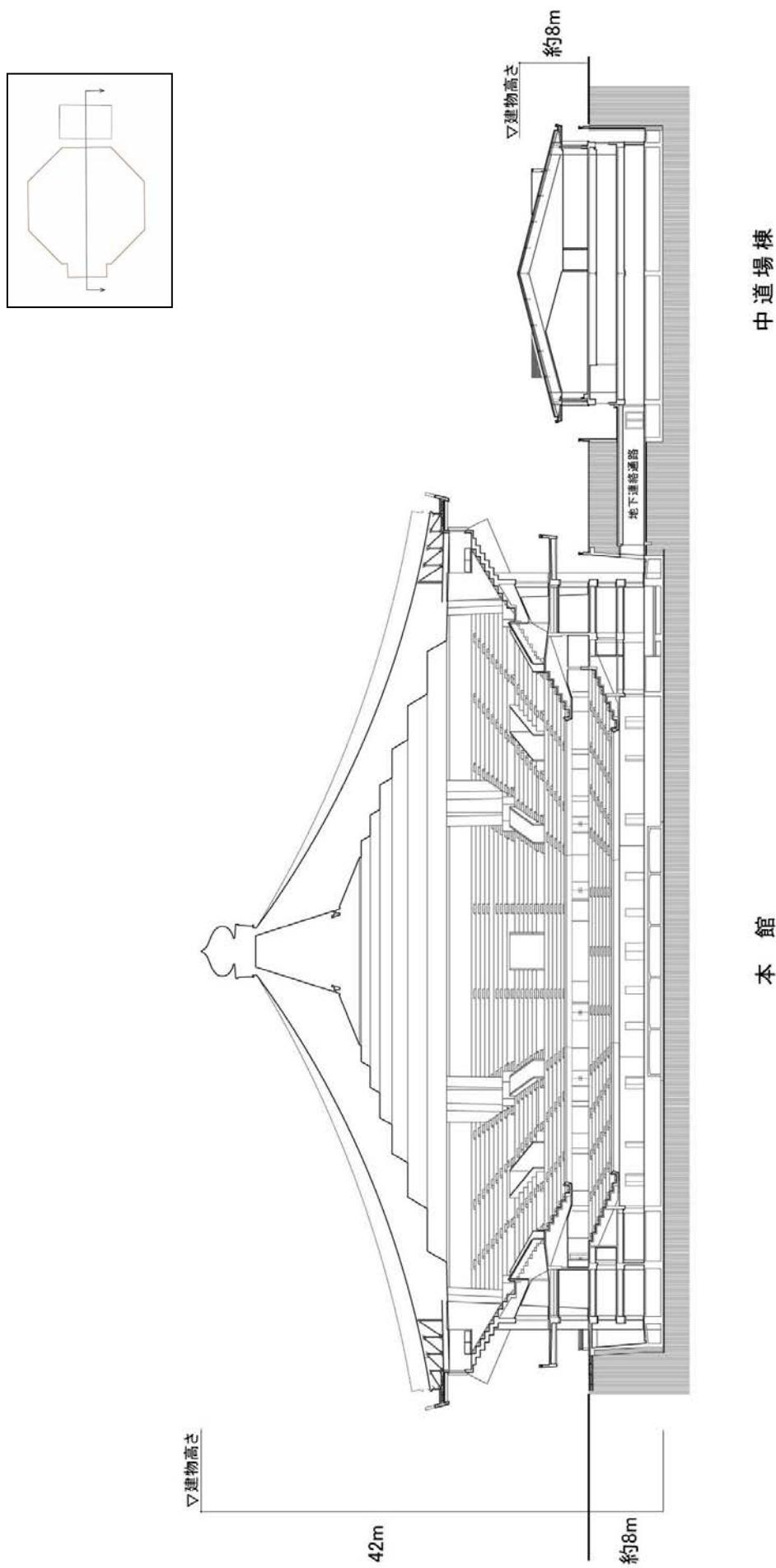


図 7.2-4 断面図

出典：(公財)日本武道館提供資料

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

中道場棟の増設に伴い、附置義務駐車場台数が増加するが、日本武道館はこれまでと同様に各種武道大会等の行事として利用される予定であり、元々来館者向け駐車場は存在しないことから、施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、従前と変わらないと想定している。また、東京 2020 大会における関連車両交通量については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

自動車駐車場は、図 7.2-5 に示すとおり、中道場棟の東側地上部等に新たに平面駐車場を設け、現状の地上部平面駐車台数 42 台に対して新たに 17 台の駐車場を増設し、増築後の駐車台数は 59 台を確保する計画としている。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の出入動線は、図 7.2-6 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、九段下駅（東京メトロ東西線・半蔵門線、都営地下鉄新宿線）があり、都道 302 号新宿両国線（靖国通り）から田安門を経て計画地へアクセスする計画としている。

(5) 設備計画

中道場棟の上水給水設備は、敷地内の引込み給水配管より供給し、排水は、汚水・雨水分流方式により公共下水道へ放流する計画としている。電力は、本館地下の電気室より高圧供給する計画としている。

また、本館の自家発電設備は撤去し、新たに中道場棟の屋外に自家発電設備を設置する計画としている。

(6) 廃棄物処理計画等

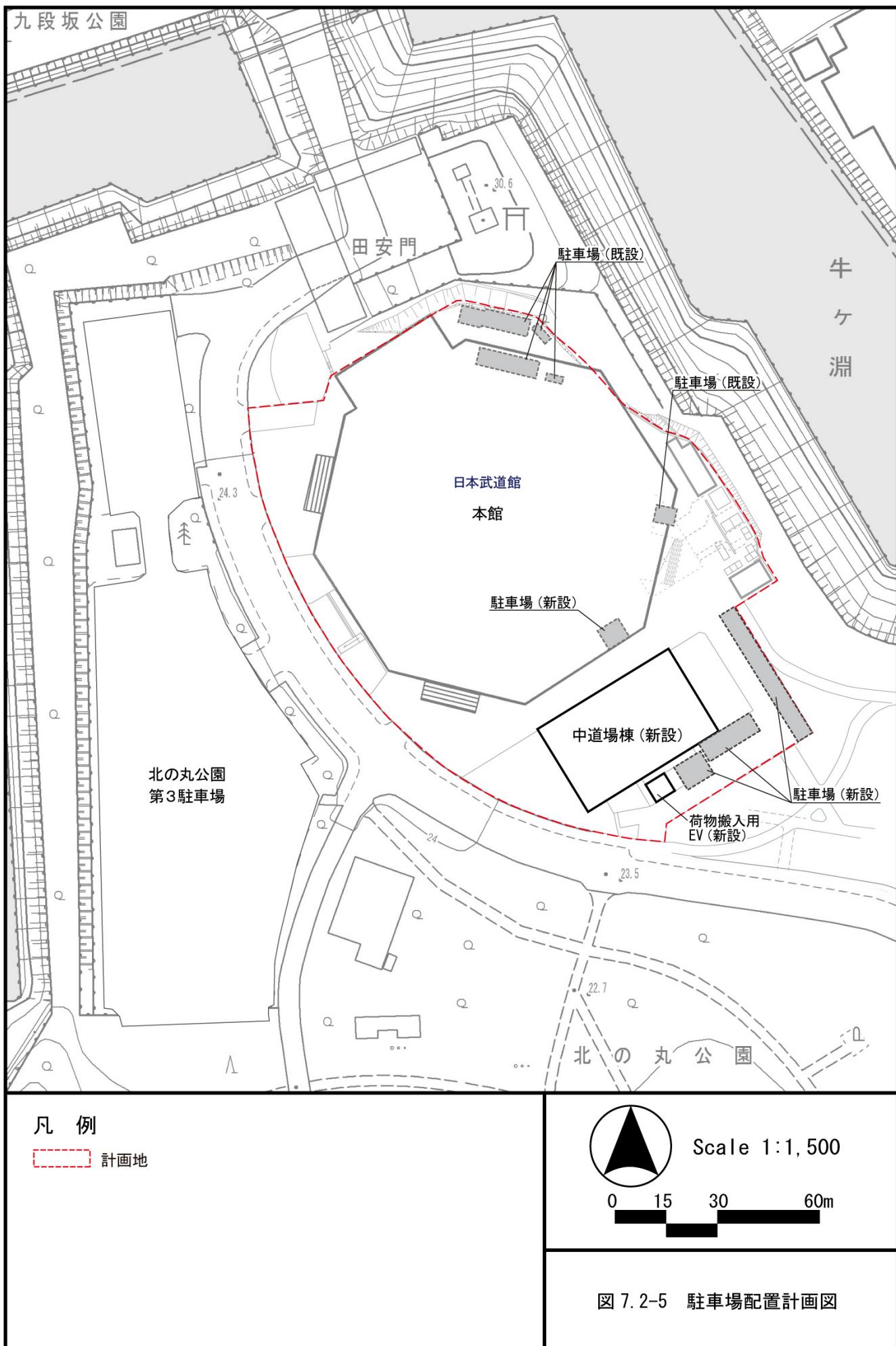
建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うとしている。

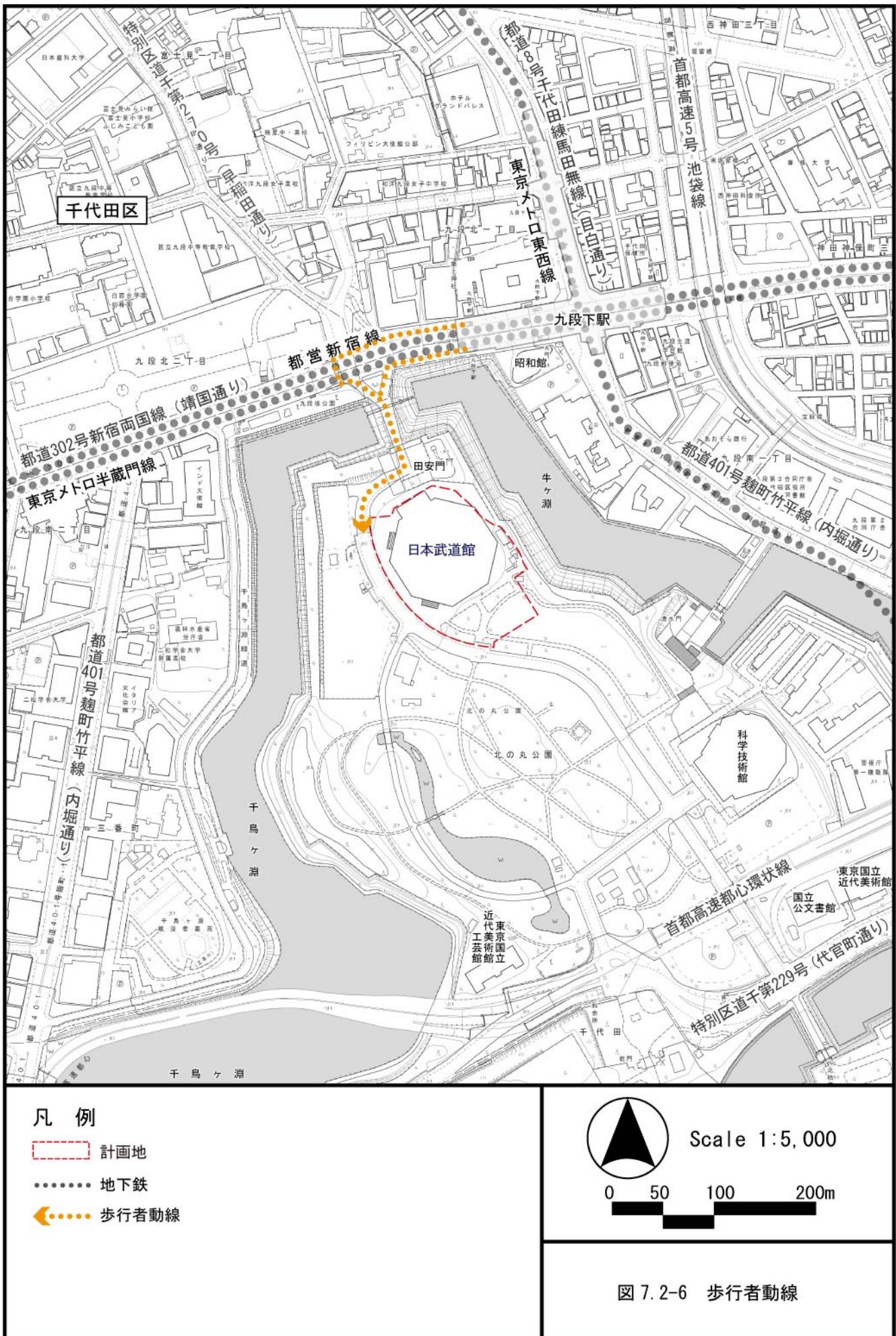
工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月 9 日条例 30 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るほか、産業廃棄物については、専門業者による適正処理を行うとしている。

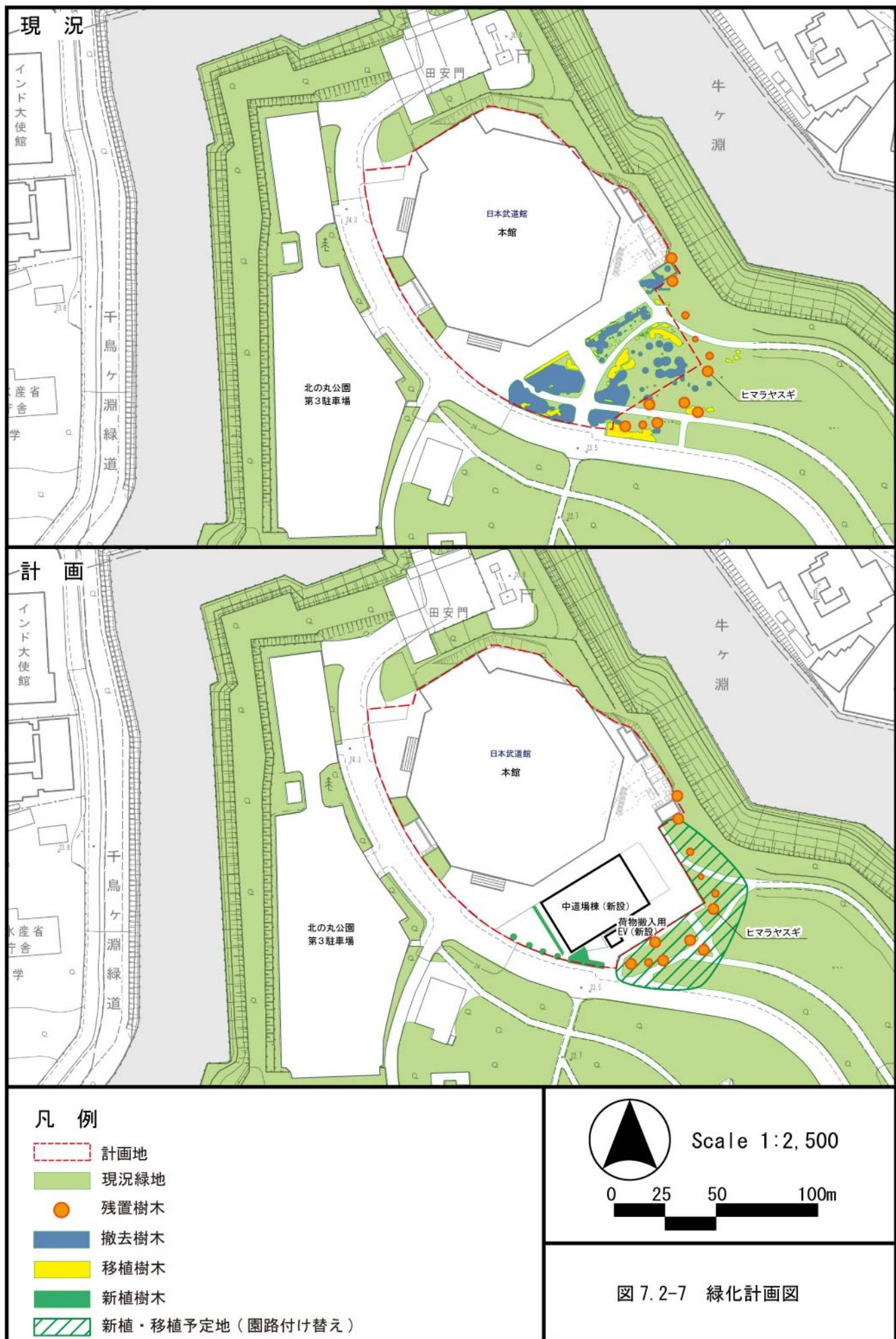
(7) 緑化計画

緑化計画は、図 7.2-7 に示すとおりである。東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。

事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。







7.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計時点での想定であり、今後、実施設計を踏まえて変更があり得る。

(1) 工事工程

本事業に係る中道場棟増築工事、本館改修工事は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 26か月を見込む計画としている。

工事工程は、表 7.2-2 に示すとおりである。

表 7.2-2 工事工程（予定）

工種/工事月	6	12	18	24	26
中道場棟増築工事					
本館改修工事					

注1) (公財)日本武道館へのヒヤリングに基づき作成。

2) 中道場棟増築工事に先立ち、埋蔵文化財調査のための準備工事は既に着手済。

(2) 施工方法の概要（想定）

1) 中道場棟増築工事

中道場棟の山留工事、杭工事、掘削工事、基礎・地下躯体工事、地上躯体工事、屋根工事、仕上・設備工事、外構工事のほか、本館との地下通路接続工事を行う。

2) 本館改修工事

本館改修工事として、主に屋根改修工事、天井耐震工事、設備の改修工事等を行う。

(3) 工事用車両（想定）

工事用車両の想定される主な走行ルートは、図 7.2-8 に示すとおりである。

工事用車両は、主に首都高速都心環状線や特別区道千第 229 号（代官町通り）から北の丸公園内の車道を経て計画地へ出入場することが想定される。

工事用車両台数のピークは、中道場棟の掘削工事期間に、大型車で 50 台/日程度と想定している。

工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住宅等が存在しない幹線道路等を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する計画としている。

(4) 建設機械（想定）

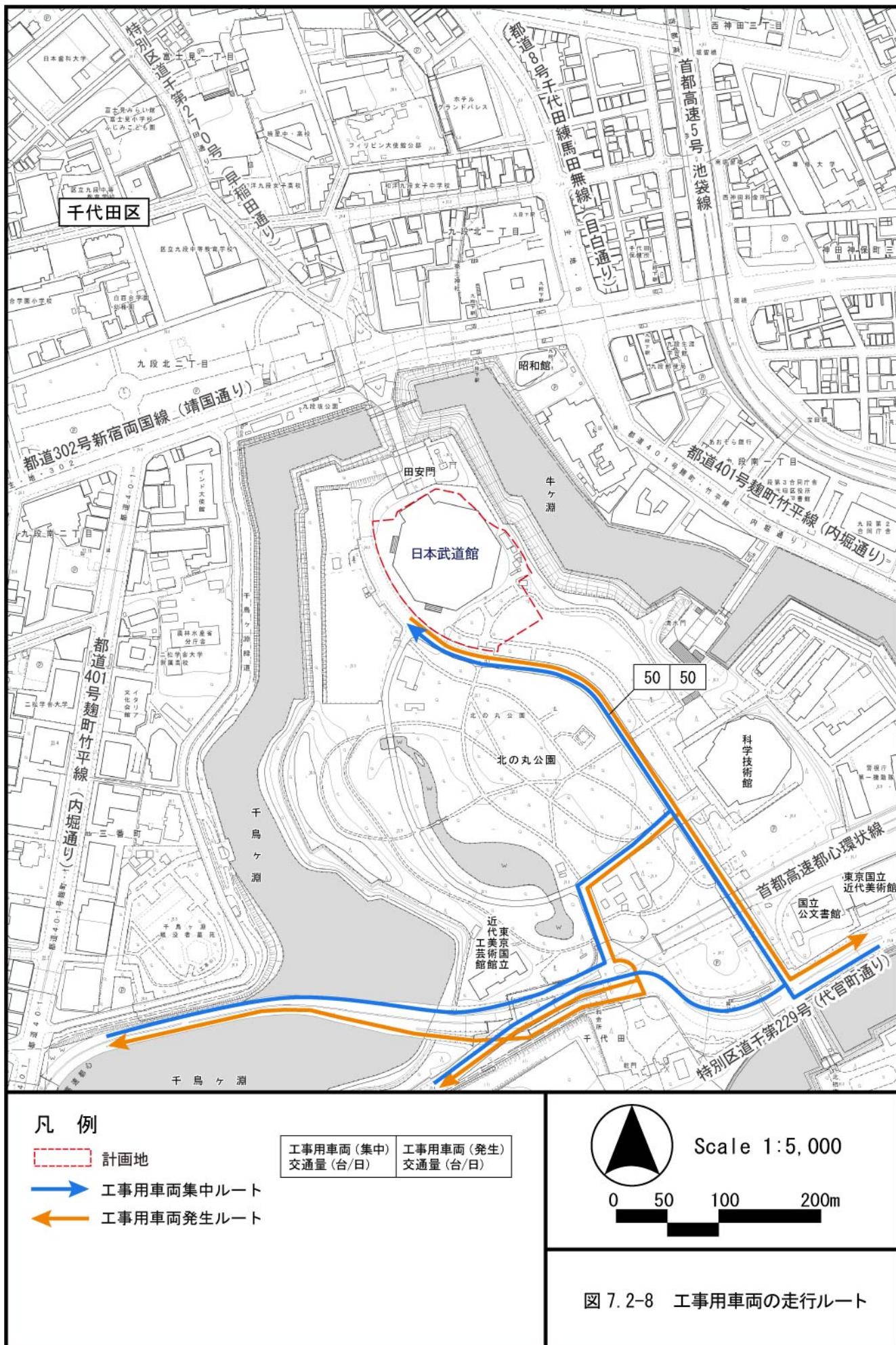
各工種において想定する主な建設機械は、表 7.2-3 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画としている。また、施工範囲の周囲には、仮囲いを設置する計画としている。

表7.2-3 主な建設機械（想定）

工 種	主な建設機械
中道場棟増築工事	三点式杭打機、バックホウ、クラムシェル、ラフタークレーン、コンクリートポンプ車
本館改修工事	ラフタークレーン

7. 日本武道館の計画の目的及び内容



(注)工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

7.2.7 供用の計画

本事業の竣工は、平成32年度を予定している。

7.2.8 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表7.2-4(1)～(6)に示すとおりである。

表7.2-4(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 <ul style="list-style-type: none"> ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事に伴い発生する建設発生土は、東京都建設発生土再利用センターへ運搬して再利用を図る。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを除去する場合には、法令等に従った手順・方法等により行う。 ・千代田区の分別方法に従い、紙類、びん、缶、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に基づき、環境物品等の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。 ・工事において木材を調達する際には、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。 ・本館について、1階・2階のロビー、地下1階、地下2階のFL・Hf蛍光灯、全ての誘導灯・非常照明をLED照明へ更新する計画としている。 ・アリーナの競技用照明はLED照明へ更新する計画としている。 ・本館の給湯設備について、湯沸場の貯湯式電気温水器、食堂のガス湯沸器は撤去し、控室のガス湯沸器はヒートポンプ給湯器に更新する計画としている。 ・本館について、建物内への外気流入防止対策として、各出入口にエアカーテンを新設する計画としている。 ・中道場棟について、庇の出た意匠とし、夏季の日射遮蔽を行う計画としている。 ・中道場棟の電気設備について、最適な省エネ運転を行うシステムで構成する計画としている。

表7.2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月) (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界一の環境先進都市・東京」の実現 <ul style="list-style-type: none"> ◆スマートエネルギー都市の実現 ◆3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆環境施策の横断的・総合的な取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・中道場棟の電気設備について、超高効率変圧器を採用し、センサーによる照明の自動点滅や消費電力の少ないLED照明の採用を行う計画としている。 ・中道場棟の電灯設備（一般照明）について、照明器具は全てLED照明を採用し、誘導灯・非常照明も全てLEDタイプを採用する計画としている。 ・中道場棟の空調設備について、ガスヒートポンプパッケージ空調機による個別空調方式とする計画としている。 ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。 ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械を使用し、工事用車両の不要なアイドリングを防止する。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。 ・土壤汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施した。 ・土壤汚染状況調査の結果、汚染土壤の存在が確認されたため、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壤汚染対策を実施する計画としている。 ・今後、工事中に土壤汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壤汚染対策を実施する。なお、土壤汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライバーの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械を使用し、工事用車両の不要なアイドリングを防止する。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、来園者及び一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。
緑の東京計画 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の再開発などにより生み出される公開空地の効果的な確保により、緑地の創生を図る ・建物の建て替え時などに、屋上等の緑化などを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。

表7.2-4(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備などにあわせ、厚みと広がりをもった緑の満ちる空間が連続する「環境軸」の形成・展開 ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる都市施設と周辺のまちづくりにより形成されるみどり豊かで広がりと厚みを持った良好な空間の創出 ・みどりの拠点と軸に顔を向けたみどりの空間創出誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・風格のある都心、個性豊かな副都心 ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。

表7.2-4(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ロスの削減 ・エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化） ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 ・健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・災害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事に伴い発生する建設発生土は、東京都建設発生土再利用センターへ運搬して再利用を図る。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを除去する場合には、法令等に従った手順・方法等により行う。 ・千代田区の分別方法に従い、紙類、びん、缶、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に基づき、環境物品等の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。 ・工事において木材を調達する際には、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する ・建設グリーン調達を推進する ・建築物等を長期使用する ・戦略を支える基盤を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削工事に伴い発生する建設発生土は、東京都建設発生土再利用センターへ運搬して再利用を図る。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを除去する場合には、法令等に従った手順・方法等により行う。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に基づき、環境物品等の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。 ・工事において木材を調達する際には、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。

表7.2-4(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
千代田区地球温暖化対策地域推進計画2015 (平成27年3月)	<p>本計画は、地球温暖化対策条例第9条に基づき、区全体の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定され、7つの基本方針が掲げられている。</p> <p>基本方針1. 消費するエネルギーを「減らす」</p> <p>基本方針2. 区内でクリーンなエネルギーを「創る」</p> <p>基本方針3. 区外から調達するエネルギーをクリーンなエネルギーに「替える」</p> <p>基本方針4. エネルギーを「スマートに使う」</p> <p>基本方針5. 様々なエネルギー・システムを「備える」</p> <p>基本方針6. 環境モデル都市千代田の取組みを「広める」</p> <p>基本方針7. 地球温暖化対策に「力を合わせる」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本館について、1階・2階のロビー、地下1階、地下2階のFL・Hf蛍光灯、全ての誘導灯・非常照明をLED照明へ更新する計画としている。 ・アリーナの競技用照明はLED照明へ更新する計画としている。 ・本館の給湯設備について、湯沸場の貯湯式電気温水器、食堂のガス湯沸器は撤去し、控室のガス湯沸器はヒートポンプ給湯器に更新する計画としている。 ・本館について、建物内への外気流入防止対策として、各出入口にエアカーテンを新設する計画としている。 ・中道場棟について、庇の出た意匠とし、夏季の日射遮蔽を行う計画としている。 ・中道場棟の電気設備について、最適な省エネ運転を行うシステムで構成する計画としている。 ・中道場棟の電気設備について、超高効率変圧器を採用し、センサーによる照明の自動点滅や消費電力の少ないLED照明の採用を行う計画としている。 ・中道場棟の電灯設備（一般照明）について、照明器具は全てLED照明を採用し、誘導灯・非常照明も全てLEDタイプを採用する計画としている。 ・中道場棟の空調設備について、ガスヒートポンプパッケージ空調機による個別空調方式とする計画としている。
千代田区緑の基本計画 (平成10年3月)	・緑とオープンスペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。
千代田区景観形成マスターplan (平成10年1月)	<p>千代田区は、「江戸—東京の中心地として歴史的に継承されてきた象徴的で多様な空間を生かし、世界に開かれた国際都心にふさわしい先端性をもった風格ある都心景観を創出する」ことを景観まちづくりの基本コンセプトとし、これを実現するために、5つの基本方針を設定している。</p> <p>① 「江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす」</p> <p>② 「江戸—東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を活かす」</p> <p>③ 「山の手と下町に展開する多様な界隈の個性を活かす」</p> <p>④ 「都心に生きる人々に活気とやさしさを与える」</p> <p>⑤ 「首都として風格ある都心の美しさを創出する」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 ・既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。 ・植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。

表7.2-4(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
第3次千代田区一般廃棄物処理基本計画 (平成23年3月)	<p>第1次及び第2次基本計画において、製品の生産から消費、廃棄、処分に至るまでの過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携（パートナーシップ）による取り組みを進め、地球環境への負荷の少ない「資源循環型都市千代田」を構築することを目指してきた。第3次基本計画においても引き続き上記の理念を掲げ、施策を推進し、以下の基本方針を掲げている。</p> <p>方針1：ごみの発生そのものを抑制し、地球環境保全に向けた取り組みを行う。 方針2：排出されるごみは可能な限り再使用・再生利用する。 方針3：区民・事業者・行政の協働による取り組みを推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削工事に伴い発生する建設発生土は、東京都建設発生土再利用センターへ運搬して再利用を図る。 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 建設廃棄物は、「東京都建設リサイクルガイドライン」等に基づき、発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。 再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。なお、アスベストを除去する場合には、法令等に従った手順・方法等により行う。 千代田区の分別方法に従い、紙類、びん、缶、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う計画とする。 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に基づき、環境物品等の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。 工事において木材を調達する際には、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。

7.3 日本武道館の計画の策定に至った経過

日本武道館は、昭和39年10月3日に創建され、同年のオリンピック東京大会の柔道会場となつた。東京2020大会においても、立候補ファイルにおいて、再び、オリンピック・パラリンピックの柔道の会場として利用するため、増改修する計画とされた。その後、平成28年8月のIOC総会において、追加種目が採択され、日本武道館がオリンピックの空手の会場に決定した。